

## 平成28年度行政監査結果について

地方自治法第199条第2項の規定により、県が法令等の定めに基づき適正に事務を執行しているかなどについて行政監査を実施し、平成29年3月17日、その結果を知事等へ提出したので、その概要をお知らせします。

(提出資料は、「平成28年度行政監査報告書」のとおり)

### 報告書の概要

#### 1 監査のテーマ

消防訓練の実施状況及びAEDの設置管理等について

#### 2 テーマの選定理由

北陸新幹線開業以降、本県への観光入込客数は、過去最多を更新している。兼六園、金沢城公園などの公の施設をはじめとした県の施設では、これまで以上に、多くの来場者が訪れており、万一の火災の発生に備えたスムーズな来場者の誘導や避難ルートの確保等、日頃からの消防訓練の実施がますます重要となっている。

また、近年その重要性が認識され普及が進んでいる自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を設置している県の施設においては、来場者の突然の心停止の際に確実な対応がなされるよう、当該機器の正常な作動や設置場所を示す案内標識の掲示など適切な管理を行う必要がある。

こうしたことを踏まえ、県の施設における利用者の安全・安心の確保の観点から、消防訓練の実施状況やAEDの設置管理等について監査を実施し、今後の行政事務の改善に資することとした。

#### 3 監査の対象機関

本庁、出先機関及び公の施設

#### 4 監査の着眼点

##### (1) 消防訓練の実施状況等について

- ・関係法令に基づく手続は適正に行われているか
- ・訓練は適切に行われているか
- ・消防用設備等の点検整備は適切に行われているか

##### (2) AEDの設置管理等について

- ・適切な設置等が行われているか
- ・日常点検・管理や研修が適切に行われているか

#### 5 監査の結果及び意見

監査の結果、おおむね適正と認められたが、県の各施設においては、今後とも利用者の安全・安心の確保について特段の留意が求められるものであることから、別紙のとおり、共通の意見を述べた。

【要 旨】

(1) 消防訓練の実施状況等について

- ・ 防火管理者の選任義務がある全ての施設において、消防機関への防火管理者選任届及び消防計画が提出されていた。  
今後とも関係法令を遵守し、人事異動等で防火管理者の変更が生じた場合には、防火管理業務の引継ぎを徹底するとともに、遺漏・遅滞なく消防機関へ届出を行われたい。
- ・ 消防計画は、当該施設における防火管理の基本方針となるものであることから、施設の形態や実情に合わせて、必要に応じ、適時適切に見直しを行うとともに、職員等への消防計画の周知を図り、防火意識の向上と防火管理体制の強化に努められたい。
- ・ 指定管理施設の所管課は、施設管理者に対し、関係法令の遵守について周知徹底を図り、安全管理対策に万全を期すよう指導されたい。
- ・ 消防訓練は、おおむね適正に実施されていた。各施設の管理者は関係法令を遵守し、消防計画に定めた訓練を適切に実施されたい。
- ・ 訓練内容については、万一の際の職員等の迅速な行動と利用者の安全確保を図るため、様々な場面を想定し、火災発生時の一連の動作を繰り返し行い、「身体で覚える」訓練に取り組まれたい。
- ・ 訓練結果の検証を十分に行い、課題については施設内で共有し、次回の訓練に活かすとともに、必要に応じて消防計画の見直しを行うなど、防火管理体制の充実に努められたい。
- ・ 消防用設備等の定期点検については、おおむね適正に実施され、安全管理が図られていた。また、不良箇所については、ほとんどの施設で速やかに改善されていた。  
今後とも、関係法令を遵守し、定期的に点検を実施するとともに、不良箇所については速やかに改善に向けた検討を行い、安全管理の徹底に努められたい。

(2) A E Dの設置管理等について

- ・ 県民や観光客など多くの利用者が来訪する機関においては、「A E Dの適正配置に関するガイドライン」の例示等を参照し、設置や増設の必要性について検討されたい。
- ・ A E Dは使用の有無にかかわらず定期的に更新していく必要があることから、今後更新する際には経済性にも配慮し、計画的かつ効率的に調達するよう検討されたい。
- ・ A E Dの配置については、職員が不在の場合においても一般利用者等が速やかに使用することができるとともに、配置場所が利用者に分かりやすくなるよう、配置や案内標識の必要性などについて検討されたい。
- ・ 日常点検や管理を実施していない機関については、点検担当者を選任するなど管理体制を明確にするとともに、適切な点検・管理の実施に万全を期されたい。
- ・ A E Dの操作講習・訓練の実施については、緊急時に当該機器を適確に使用し、救命処置が確実に行われることが重要であることから、施設管理者は、より多くの職員がA E Dによる救命処置ができるよう、職員の教育等に努められたい。
- ・ 一般財団法人日本救急医療財団及び厚生労働省では、設置者に対し同財団へA E D設置情報を登録するよう要請しており、有益な情報となるよう、A E D設置情報の登録及び更新に努められたい。